

おむつ代医療費控除のご案内

確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」に加えて、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

なお、確定申告でおむつ代の医療費控除を受けることが継続して2年目以降で、介護保険の認定申請をし、下記の交付要件を満たしている人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する「おむつ代医療費控除に係る介護保険主治医意見書内容確認書」により申告することができます。

領収書に加えて必要となる証明書

おむつ代の医療費控除の申告が1年目の人

医師が発行する「おむつ使用証明書」

おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人

医師が発行する「おむつ使用証明書」

または

市が交付する「おむつ代医療費控除に係る介護保険主治医意見書内容確認書」

【市交付要件】

1. 介護保険要介護認定を受けていること。
2. 豊中市が保有する介護認定に関する主治医意見書において、以下の2つの条件を満たしていることが確認できること。
 - 「障害高齢者の日常生活自立度」がB1・B2・C1・C2のいずれかであること
 - 「尿失禁の発生可能性」が「あり」と記載されていること

注意：要介護認定を受けていても、上記2の要件を満たさない場合は確認書の発行ができません。

お問い合わせ 豊中市役所 福祉部
長寿安心課（第2庁舎1階）
電話：06-6858-2856